

令和3年度大江町テイクアウト・デリバリー等支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 町長は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって影響を受けている町内で飲食店を経営する事業者が、飲食店営業の経験を活かした新サービスを展開することによって、自ら活路を見出すような前向きな取組みを支援するため、山形県テイクアウト・デリバリー等支援事業費補助金（以下「県補助金」という。）の交付を受けた事業者の新サービス展開に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次各号に掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者

日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定める飲食店を営む者をいう。

(2) 新サービス

町内で飲食店を経営する事業者が展開する、又は展開しようとするテイクアウト販売、デリバリー販売、キッチンカー販売(移動販売)、加工品のインターネット通販、店舗内での加工品販売、宅配代行サービスの活用等、事業継続に向けた新たな取組みをいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる事業者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たす者のうち、県補助金の交付決定を受けた者とする。

(1) 町内において飲食店(持ち帰り・配達飲食サービス業を含む)を主たる事業として営む中小法人・個人事業主(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、常時使用する従業員の数が50人以下のものをいう。)

(2) 令和3年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症を契機として新サービスを展開した事業者、又は、実績報告の日までに新サービスを開始する事業者

(3) 大江町暴力団排除条例(平成24年3月16日条例第1号)第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者

(4) 町税等を完納していること

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が令和3年4月1日以降に展開する、又は展開しようとする新サービスのための事業とし、県補助金の交付決定を受けた事業とする。

(補助金の対象期間及び対象経費)

第5条 この補助金の対象となる期間は、令和3年4月1日から令和3年12月31日までとし、対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、県補助金の交付決定を受けた経費とする。

(補助金の額)

第6条 この補助金の額は、補助対象経費の6分の1以内の額で、1事業所当たり15万円を上限とする。なお、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるも

のとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、県補助金の額の確定後に、補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和4年2月28日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 県へ提出した県補助金実績報告書及び事業実績書、補助対象経費実績書等の写し、完成写真や完成品(チラシ)等
- (2) 県補助金の交付決定通知書及び額の確定通知書の写し
- (3) 納税証明書(町外に住所を有する者の場合)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により補助金交付申請書を受理したときは、内容を精査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助対象者に補助金交付決定通知書(別記様式第2号)を通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定にかかわらず、第7条の規定による申請をもって、規則第14条の規定による報告に代えるものとする。

(補助金額確定通知)

第10条 規則第15条の規定にかかわらず、第8条の規定による通知をもって、規則第15条の規定による補助金額確定通知に代えるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月15日から施行する。